

第1回 鳥獣被害対策推進会議 概要

■日 時：平成29年 2 月 3 日（金）16:00～16:45

■場 所：農林水産省第2特別会議室

■出席者：農林水産省 磯崎農林水産副大臣、田中大臣官房審議官、
森澤農村環境課長、田中鳥獣対策室長

環 境 省 関環境副大臣、正田大臣官房審議官

総 務 省 富樫総務大臣政務官

文部科学省 中岡文化庁次長

厚生労働省 馬場厚生労働大臣政務官

経済産業省 福島大臣官房審議官

防 衛 省 小林防衛大臣政務官

警 察 庁 山下生活安全局長

■挨拶：

【農林水産省 磯崎副大臣】

鳥獣被害は一昔前までは農村・山村の問題であったが、今や住宅地にも頻繁に出没し、人に危害を加えたり、列車に衝突したりとニュースで取り上げられることも珍しくなくなってきた。今後も中長期的に取り組んでいかなばならない問題であり、本会議はこの大きな問題に関係省庁一丸となって対応するために設置するもの。

今後、政府としてより一層対策を強化し、関係省庁が連携を強め、施策レベルをもう一段階上げていく努力が必要と考えている。関係省庁の協力をお願いする。

【環境省 関副大臣】

平成25年12月に環境省と農水省が連携し、ニホンジカやイノシシの生息数を10年後に半減する目標を設定した。環境省では平成26年に鳥獣保護法を改正し、都道府県が行う捕獲事業への支援を開始し、捕獲を行う事業者の認定制度を創設するなど、「捕獲対策の強化」と「捕獲の担い手の育成・確保」に取り組んでいる。今後とも関係省庁と連携し強力に施策を進めてまいりたいと考えており、そういった決意を申し上げ、挨拶に代えさせていただく。

■議事：

議題（1）鳥獣被害対策推進会議の設置について

資料に基づいて、農林水産省田中大臣官房審議官より説明し了承。

議題（2）各省庁の取組等について

資料に基づいて、各省庁よりそれぞれ次のとおり説明。

【農林水産省 磯崎副大臣】

農作物への被害額は毎年約200億円で推移しているが、数字以上に深刻な被害。農林水産省では、地域ぐるみの様々な被害防止の取組を総合的に支援しているが、捕獲したシカなどをジビエに有効活用する前向きな取組に対しても支援している。

昨年開発されたジビエの移動式解体処理車の実用化や普及、ICT等の新技術の開発や普及も積極的に図っていく。

【環境省 関副大臣】

環境省では、鳥獣保護法を改正し、都道府県が指定管理鳥獣の捕獲を行う事業を創設し、交付金により支援している。また、専門的な知識を有し、効果的に捕獲を行う事業者を都道府県が認定する認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設。現在、35道府県で101団体が認定されている。

【総務省 富樫大臣政務官】

総務省では、地域経済循環創造事業交付金を活用し、産学金官の連携による、地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型の企業の立ち上げを支援しているところであり、鳥獣被害対策に資する取組としては、例えば、福井県において、本交付金を活用して、サトウキビ由来の環境に優しい、樹木の獣害保護材を製造販売する取組が行われている。

【文部科学省 中岡文化庁次長】

カモシカや下北半島のサルなど、食害を及ぼす天然記念物の食害対策として防護柵の設置等の地方公共団体の取組を文化庁として支援している。また、捕獲についても、都道府県の特定鳥獣管理計画に基づく申請を文化庁として許可しており、今後も関係省庁と連携し、計画的な防除、捕獲等に努めていく考え。

【厚生労働省 馬場大臣政務官】

ジビエの安全性を確保するため、厚生労働省では、平成26年に捕獲から運搬、処理加工、消費の各段階で衛生管理のためのガイドラインを策定。ジビエを取り扱う関係者や消費者に対して、ジビエのリスク、処理加工の安全確保、加熱の重要性などの、食品安全に関する知識の普及等を図っていくこととしている。

【経済産業省 福島大臣官房審議官】

経済産業省では、追払いに使用する動物駆逐用煙火や電気さくの安全確保についてポスターの作成等を通じて周知するとともに、獣皮の有効利用に向けた取組への支援を行っている。

【防衛省 小林大臣政務官】

防衛省・自衛隊では、地方公共団体等からの鳥獣被害対策の協力依頼があった場合、自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託の枠組みでの支援を基本として、自衛隊の訓練の目的への適合性など、一定の要件を満たすか否かを個別・具体的に検討し対応することとしている。また、これ以外にも、北海道や高知県における地方公共団体が実施する鳥獣被害対策に対して、訓練の一環として協力しているほか、自衛隊OBで構成される隊友会に対し、関係省庁と連携して協力を要請している。

【警察庁 山下生活安全局長】

鳥獣が出現したとの通報を受けた場合、警察官が直ちに現場に向かい、周辺住民に被害が及ばないように自治体等と連携して被害防止のための対応を行っている。また、猟銃の所持者に対し講習等の場を通じて事故防止のための指導を行うとともに、射撃の練習を行うことを指導している。今後も、本会議の下に関係省庁と連携しながら取り組んでまいりたい。

各省庁からの説明の後、意見交換を実施。主なやりとりは次のとおり。

【農林水産省 磯崎副大臣】

自衛隊法第100条に基づく協力について、実績はあるのか。

【防衛省 小林大臣政務官】

鳥獣被害対策として受託・実施した実績はないが、一定の要件を満たす場合は前向きに検討する。なお、基本指針（農林水産省告示）にもあるように、建設機械を用いる比較的大きな造成工事等を想定しており、侵入防止柵の設置など人力だけの作業は想定していない。

■閉会：

【農林水産省 磯崎副大臣】

本会議の設置を契機に、関係省庁がより連携を深め、鳥獣被害の対策レベルを上げていくのが本会議の目的。1歩でも2歩でも進めて行くことが大事。

今後、会議を適宜開催し、関係省庁と検討を進めていきたいので、引き続き協力をお願いしたい。